

申告受け付け開始

提出期間 2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日曜日、祝日除く。

提出場所 市役所玄関ロビー（専用窓口）
野栄総合支所

市・県民税の申告

- 〈感染症対策のため、混雑緩和にご協力を〉
- ▼ 郵送やe-Tax（電子申告）を利用しましょう。
 - ▼ 譲渡所得や消費税は、鈔子税務署に相談を。
 - ▼ 医療費や経費などは、事前に集計しましょう。

次の要件に該当する人は、市・県民税の申告が必要です。

- 令和5年1月1日現在、匝瑳市に住所があり、令和4年中に所得のあった人
- 給与所得者の場合、次のいずれかに当てはまる人
- ① 勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書の提出がなかった人
- ② 給与所得や退職所得以外の所得額が計20万円以下の人
- 公的年金所得者で次のいずれかに当てはまる人
- ① 公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更または追加のある人

② 公的年金収入額が400万円以下で、それ以外の所得額が計20万円以下の人

● 無収入だった人、または非課税所得のあった人

※令和4年中に高齢や無職などにより所得のなかった人、扶養されていた人、平成16年4月1日以前に生まれた学生、または非課税所得があった人などは申告書の裏面にその旨を記載し、提出してください。これは国民健康保険税などの軽減適用や非課税証明書などの基礎資料になります。

なお、申告が必要と思われる人には、1月末に市・県民税申告書を郵送しました。届いていない人で、申告書が必要な人は税務課までご連絡ください。

所得税の確定申告

次の要件に該当する人は、所得税の申告が必要です。

- 事業所得や不動産所得などがあり、所得額の合計が所得控除の合計を超える人
- 給与収入額が2000万円を超える人、または給与を2カ所以上から受けている人
- 給与所得や退職所得以外の所得額が計20万円を超える人
- 公的年金の収入額が400万円を超える人または400万円以下で、それ以外の所得額が計20万円を超える人
- 土地や建物などを売った

〈申告の必要がない人〉

- 給与所得のみで、勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されている人
- 令和4年分所得税の確定申告書を提出した人または提出する人
- 収入が公的年金のみの人で、65歳未満の人は98万円以下、65歳以上の人は148万円以下の場合

申告作成相談会を開催します

申告書作成のアドバイスをする相談会場(=下表)を設けます。相談を希望する人は次の書類を持参してください。混雑緩和のため、会場では定員を設け、受け付けで整理券を配布します(当日受け付け順)。なお、状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

必要なもの…①令和4年中の所得を証明する書類(源泉徴収票や売り上げ・経費を集計した帳簿など) ②医療費を控除する場合は医療費控除の明細書 ③保険料を控除する場合は保険料の控除証明書 ④本人確認書類

◆申告書作成相談会などの日程

開催日・受付時間	場所(定員)	対象
申告書作成相談会 ※税務署職員による出張相談会。税理士による無料相談会も同時開催。		
2月1日(水)・2日(木) 9時30分～12時、13時～15時30分	野栄総合支所(定員65人)	市・県民税、所得税(譲渡所得者を含む)、消費税、事業税
申告相談・提出受け付け ※土・日曜日、祝日除く。		
2月16日(木)～3月15日(水) 9時～12時、13時～16時	八日市場ドーム(定員90人) 野栄総合支所(定員40人)	市・県民税、所得税 ※所得税の申告は簡易で一般的なものに限り。
日曜申告相談・提出受け付け		
2月19日(日)、3月5日(日) 9時～12時、13時～16時	八日市場ドーム(定員90人) ※野栄総合支所では行いません。	市・県民税、所得税 ※所得税の申告は簡易で一般的なものに限り。

※八日市場ドームは8時30分に正面玄関を開錠。ドーム内は土足禁止のため、室内履きを持参してください。

《市で受け付けできない申告相談》

市での申告相談は、還付申告などの簡易で一般的なものに限ります。次の申告は、銚子税務署が開設する相談会場(銚子商工会館)へ相談してください。なお、時間を要する複雑な申告についても、銚子税務署を案内する場合があります。

市で受け付けできない相談内容…●決算書未作成の青色申告 ●分離所得(土地建物の売却、株式の譲渡配当、先物取引など) ●暗号資産取引 ●総合譲渡所得 ●雑損控除 ●初年度の住宅ローン控除 ●各損失繰越控除 ●過年分の確定申告 ●準確定申告、消費税・相続税・贈与税の申告



軽自動車などの廃車・名義変更は3月31日までに手続きを

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、年度途中で廃車などの手続きをしても年税額が掛かります。廃車などの手続きが必要な人は、3月31日(金)までに届け出をしてください。

なお、盗難に遭った場合でも、警察への盗難届に加えて廃車の届け出が必要です。

◆廃車・名義変更・住所変更などの届け出先

- ▷125cc以下のバイク、小型特殊自動車
税務課市民税班 ☎73-0087
- ▷125cc超えのバイク
関東運輸局千葉運輸支局 ☎050-5540-2022
- ▷三輪または四輪の軽自動車
軽自動車検査協会千葉事務所 ☎050-3816-3114
☎税務課市民税班 ☎73-0087

申告手続きには、マイナ

マイナンバーの記載・本人確認書類

▼スマートフォンを使用した確定申告はこちらから



◆還付申告をする人
譲渡所得があった人
給与所得者や年金所得者
などで源泉徴収された所得
税について、医療費控除など
による所得税の還付を受け
ける場合は、2月16日以前
でも提出できます。

《問い合わせ先》

▽市・県民税

税務課市民税班

☎73-0087

▽所得税・消費税

銚子税務署 ☎0479-

22-1571